

令和5年度第1回  
札幌市地方独立行政法人評価委員会

会 議 録

日 時：2023年6月13日（火）午後13時開会  
場 所：札幌市役所 12階 4・5号会議室

## 1. 開 会

○事務局（中本企画課長） それでは、定刻よりも早いのですが、令和5年度第1回札幌市地方独立行政法人評価委員会を開催させていただきます。

本日も遠方よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局のまちづくり政策局政策企画部企画課長の中本でございます。本日の進行を担当いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

本日の評価委員会は、委員5名の皆様のご出席をいただいております。

札幌市地方独立行政法人評価委員会条例第6条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本評価委員会は、札幌市情報公開条例に基づいて、評価委員会実施後に会議録を作成の上、公表するというようにされておりますので、ご承知おきのほどをよろしくお願いたします。

### ◎委員のご紹介

○事務局（中本企画課長） それでは、今年度第1回目の評価委員会となりますので、改めまして、委員の皆様をご紹介申し上げたいと存じます。

最初に、北海道大学名誉教授の細川委員長でございます。

聖隷クリストファー大学教授の河口委員でございます。

税理士法人高崎総合会計事務所、公認会計士の高崎委員でございます。

京都女子大学教授の生田目委員でございます。

北海道中小企業家同友会産学官連携研究会H o P E共同代表の山本委員でございます。

また、委員会の庶務を担当いたします事務局でございますが、まず、まちづくり政策局政策企画部長の加茂でございます。

引き続きとなりますが、私は、中本でございます。よろしくお願いたします。

それから、企画担当係長の佐々木です。

担当の笠井になります。

このメンバーで委員の皆様を補佐してまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

### ◎挨拶

○事務局（中本企画課長） それでは、まちづくり政策局政策企画部長の加茂より、開会のご挨拶をさせていただきます。

○加茂政策企画部長 皆様、本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

この4月の人事異動で、札幌市まちづくり政策局政策企画部長に着任いたしました加茂と申します。どうぞよろしくお願いたします。

皆様には、日頃より札幌市政にご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、感謝を申し上げます。

本日は、この委員会のために、ご多忙の中、また、遠方からもご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年度からご議論をいただいているところでございますが、今年度は札幌市立大学の令和6年度から6年間にわたる第四期中期目標を定める年でございます。評価委員会におかれましては、例年行っていた年度評価に加えまして、市が作成する第四期中期目標、そして、法人側が作成する第四期中期計画に関してもご審議をいただくこととなります。

例年以上に、委員の皆様のご負担が多い1年になるかと思いますが、今年度においても、専門的な見地から忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中本企画課長） 誠に恐縮ではございますが、加茂は、業務の都合により、これもちまして、本日は退室させていただきます。ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

○事務局（加茂政策企画部長） どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中本企画課長） それでは、ここから評価委員会の進行を細川委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○細川委員長 それでは、議題に沿って進めてまいりたいと思います。

議題の（1）2023年度の評価委員会スケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（佐々木企画担当係長） 改めまして、企画担当係長の佐々木です。よろしくお願いいたします。

それでは、2023年度評価委員会スケジュールについてご説明いたします。

まず、資料1をご覧ください。

上から上段が札幌市、中段が評価委員会、下段が札幌市立大学というように、今後のスケジュールを示しております。

本日、6月13日が第1回目の評価委員会となります。次第にもありますとおり、今回の評価委員会では、第四期中期目標の素案、そして、地方独立行政法人法改正後の評価委員会の運営について、これからご審議をいただきます。

その後のスケジュールについてですが、まず、6月中旬の業務実績報告書の未定稿のものになりますが、これについては、既に法人から提出されておりまして、今日はお席に青色のファイルを置いております。そちらが紙ベースの実績報告書になりますので、そのま

まお持ち帰りいただいても構いませんし、もしお荷物になるようでしたら郵送させていただきますので、会議の後に事務局までお申しつけください。

また、今回の紙ベースの報告書とは別に、報告書と資料編の電子ファイルについては、別途、Eメールにてご案内いたしますので、後ほどご案内させていただきます。

未定稿と申し上げたのですが、内容は、実際には最終版とほぼ変わらないものになる予定です。もし6月末の法人からの最終的な業務実績報告書の提出の際に変更点があれば、それも含めてご連絡させていただきます。

委員の皆様におかれましては、法人から提出のあった業務実績報告書や検証資料を基に、評価作業を行っていただくこととなりますが、評価結果のご提出より前に、まず、7月5日となりますが、法人へのヒアリングを希望する項目及びその内容については、Eメールで事務局までご提出ください。皆様からのヒアリング希望を承った上で、事務局にて項目を抽出してヒアリング案を作成し、提示させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

評価結果につきましては、7月14日までに、Eメールで事務局までご提出いただきますようお願いいたします。皆様からご提出いただいた評価結果を事務局で取りまとめ、第2回会議の1週間ほど前をめどに、委員の皆様へ送付いたします。

評価結果の取りまとめについては、第2回評価委員会で議論しやすいように、委員の皆様のお名前も明記した上で、どなたがどのような評価を記載したか、分かるようにさせていただきますと考えておりますので、ご了承ください。

第2回の評価委員会は、7月25日の午前9時から12時までを予定しております。冒頭9時から1時間程度をかけて法人に対してのヒアリングを行い、休憩を挟んだ後、残りの時間で、項目を分担した委員の間で評価が分かれている場合はその項目についての審議と、分担外も含めた評価に関する疑義等の審議、ヒアリングの内容の評価書への反映の審議を行って委員の皆様のご意見をご確認したいと思っております。

審議後、速やかにヒアリングや委員の皆様のご意見、指摘事項、期待することなどを反映した評価書の最終案を事務局で作成し、委員の皆様にご確認をいただく予定でおります。

皆様にご確認をいただき、修正や反映した上で、第2回評価委員会から1週間をめどに評価案を法人へ提示し、8月下旬までに法人からの意見を受け付ける予定となっております。

法人から、評価の根幹を覆すような異議の申立てがなければ、8月末までに評価結果を確定し、札幌市長へ報告の上、市長が9月に議会に対して報告を行うというような流れになります。

続いて、8月の第3回評価委員会になりますが、こちらでは、現中期目標期間終了時の検討、そして、第四期中期目標の案をご審議いただきます。その後、中期目標の素案について、法人へ意見照会を行うとともに、総務委員会に報告を行った上で、市民意見を聴取するパブリックコメントを実施することになります。法人からの回答と、パブリックコメ

ントの結果を反映した第四期中期目標の修正案を10月の第4回評価委員会でご審議をいただく予定となっております。

なお、修正が軽微な場合や修正がない場合は、評価委員の皆様にもメールでご意見をいただくなど、第4回に関しては、開催を見送る場合もあると考えております。

11月には総務委員会の審議、12月には本会議の議決を経て、第四期中期目標を公表し、正式に法人に指示するという流れになります。

その後、法人から中期目標の策定と同時進行で進められてきた第四期中期計画についての認可申請が行われますので、1月に評価委員会を開催し、評価委員の皆様から中期計画についてのご意見をいただきます。

その後、2月下旬の総務委員会に報告し、市長の認可決定を行い、認可決定後、法人において第四期中期計画を公表し、中期目標、中期計画の策定作業は完了という流れになります。

年間のスケジュールにつきましては、以上でございます。

○細川委員長 それでは、ただいまご説明がありました今年度の評価委員会のスケジュールについて、ご不明な点やご意見あるいはご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○細川委員長 それでは、これはこのとおりにさせていただきます。

続きまして、次の議題(2)第四期中期目標の素案についてでございます。

これも事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局(佐々木企画担当係長) 第四期中期目標の素案についてご説明させていただきます。

まず、資料2-1の公立大学法人制度における中期目標と中期計画をご覧ください。

昨年度の評価委員会で行った説明と重複する内容になりますが、改めて中期目標と中期計画の関係について、簡単にご説明させていただきます。

資料の上部の点線枠囲みのとおり、中期目標は、設立団体である札幌市が法人に対し、6年間で達成すべき業務運営に関する目標を指示するというものです。

一方、中期計画は、中期目標を達成するため、目標期間である6年間に行う取組を盛り込んだ法人が策定する計画になります。中期計画は、札幌市が認可することで成立するものになります。

続いて、資料の下部の表をご覧ください。

中期目標と中期計画の特徴をまとめております。

表の下から2段目に、評価委員会の役割が記載されております。札幌市が中期目標を策定する場合、あるいは、法人が策定した中期計画を札幌市が認可する場合、どちらの場合であっても評価委員会から意見を聴取する必要があることが法律で定められております。

表の一番下の欄の市議会の役割について、こちらの中期目標の策定については、市議会の議決が必要とされております。

一方、中期計画の市議会の議決については、法律上の義務はございませんが、第三期中期計画の認可を行ったときと同様に、市議会総務委員会へ報告する予定でございます。

以上、中期目標と中期計画の関係について、簡単にご説明させていただきました。

続きまして、資料２－２、公立大学法人札幌市立大学中期目標（第四期）素案についてご覧ください。

今年２月に開催した令和４年度第３回評価委員会でご審議をいただいた中期目標策定方針を基に作成したものになります。したがって、第３回委員会における説明と一部重複する部分もございますが、中期目標の素案について、一通り説明させていただきます。

なお、参考資料１として第四期中期目標の策定方針を、参考資料２として、第三期中期目標と第四期中期目標の対照表をご用意しておりますので、適宜、ご参照ください。

それでは、まず、資料２－２の１ページ目、最初の第四期中期目標の基本的な考え方についてご説明いたします。

第１段落では、大学の理念やこれまでの歩みを記載しております。

第２段落には、昨今の大学を取り巻く社会環境や、大学に期待されることを記載しております。

そして、第３段落では、第２段落に記載した背景を踏まえ、今後、札幌市立大学が目指す方向性について記載しております。

具体的には、リベラルアーツやデジタル分野の素養を備えた人材育成の強化、そして、産学官連携の中心として、地域貢献に取り組んでいくことを掲げております。とりわけ、ＡＩＴセンターの強みを生かしたDNAの推進により、教育・研究・地域貢献の取組を更なる高みへと押し上げるとともに、広報マネジメントの強化により、国内外におけるプレゼンス向上を求めているところです。

次に、大項目第１、中期目標の期間等は、１ページの下部から２ページへとまたがっておりますが、こちらには目標期間と学部などの構成を記載しております。

次に、大項目第２、教育に関する目標についてです。

前段部分ではデザイン、看護分野、共通の方針として、教養力やＡＩ・ＩＴの活用能力等を備え、主体性を持って未来を切り開いていくことのできる人材をDNAの推進により育成することを掲げております。

そして、中項目１、高度職業人の育成では、デザイン分野と看護分野で、それぞれにおいて備えていただきたい実践能力に触れながら、札幌市立大学が育成する人材の方向性を示しております。

中項目２、学生に対する支援では、学生が希望する進路の実現に向けて、キャリア支援の充実を図るほか、経済的な事情や障がいの有無、国籍、就労状況等を考慮し、多様な学生が円滑に修学できるよう支援を行うことを求めています。

次に、大項目第３、研究に関する目標についてです。

中項目１、市民の実感に結びつく研究の推進では、第２次札幌市まちづくり戦略ビジョ

ンが掲げるユニバーサル（共生）、ウェルネス（健康）スマート（快適・先端）、人口減少緩和の各プロジェクトを踏まえながら、社会課題解決に資する研究を推進することを求めています。

中項目2、研究機関としての地位の向上では、DNAによる質の高い研究を推進し、研究成果やその活用事例を広く国内外に発表することで、科研費等の競争的資金の獲得につなげるとともに、研究機関としての地位向上を図っていくことを求めています。

次に、大項目第4、地域貢献に関する目標についてです。

まず、中項目1、地域社会への貢献では、産学官連携を通じて、地域の発展、課題解決に積極的に取り組むことのほか、大学が培ってきた知的資源の還元や、札幌市との連携により、健康寿命の延伸、防災・減災の推進、地域コミュニティの振興に貢献することを求めています。

続いて、中項目2、地域産業及び地域医療への貢献についてです。

学ぶ意欲がある社会人等を対象とした学び直しの機会の提供や、企業、団体等のニーズを把握することにより、新たな価値の創造や人材育成につなげ、地域産業の振興や地域医療の充実に貢献することを求めています。

次に、大項目第5、教育・研究・地域貢献の取組を推進する大学運営に関する目標についてです。

中項目1、国際化・効果的な広報の推進による大学のプレゼンス向上についてです。

ここでは、国際的な研究論文発表や海外提携校との交流、グローバル人材の育成強化などを通じて大学の国際化を進めることや、戦略的な情報発信により、プレゼンス向上に取り組むことを求めています。

続いて、中項目2、業務運営の改善及び効率化に関する事項では、機動的な教育・研究・地域貢献の取組や、戦略的、効率的な大学運営を求めています。

中項目3、自己点検・評価の実施・公表では、これまで同様、継続的に自己点検・評価を実施し、質の改善・向上に取り組むとともに、適切な情報公開により、社会への説明責任を果たしていくことを求めています。

最後に、中項目5、その他業務運営の適切な遂行では、災害や感染症等の有事に備えた施設・備品等の維持管理、脱炭素社会の実現への積極的な貢献、法令遵守、セキュリティー対策によるコンプライアンスの徹底、学生が志願しやすい環境の確保に取り組むことについて求めています。

第四期中期目標の素案に関する説明につきましては、以上でございます。

○細川委員長 ただいまご説明のありました第四期中期目標の素案につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言願います。

前回ここで議論したのが、おおよそ組み込まれているかと思って聞いておりました。

どなたからでも結構ですので、お願いいたします。

○山本委員 幾つか、具体的に教えていただきたいことがございます。

まずは、中期目標の基本的な考え方の3段落目でリベラルアーツという言葉が使われていらっしゃるのですけれども、これが非常に重要な文言だというふうに私も思っておりますので、これについてはとてもいいことだと思うのですが、実際に教育の場面でこれを行うのは非常に難しいのです。

というのは、たまたま以前に、大学受験に受かった大学生と話をして、今までずっと記憶力を一生懸命磨いてきて、いい大学に入ったのだけれども、この先は自由に考えていいからと言われても、どう考えていいかわからないとの質問を受けたことがございます。つまり、受験のところまでの教育というものは記憶力の研さんということが多いということなのです。

このリベラルアーツというのはギリシャ時代から提唱されているような内容ですけれども、これは教育の場面で物すごく重要かつ非常に難しい課題というふうに思います。ですから、具体的にどのように教えるのか、どのような方法、もしくは、市においてどのような協力をするとこれが実現できるのかといった道筋をもう少しきちんと掘り下げて考えると、本当に素晴らしい大学になるのかなと思っております。

特に、今のような困難な課題がたくさんある時代に、その先の世界を生きていかなければならない若者たちにとって、これが自分にとって大切な力になるのではないかというふうに思います。こちらは非常に難しいことを目標にしておりますので、ぜひとも、市として十分な協力体制をつくっていただきたいと思っております。

2点目です。

3ページ目の第4の2、地域産業及び地域医療への貢献ですけれども、「学ぶ意欲がある社会人等を対象としたデジタルや看護分野のスキル習得プログラム等の学びなおしの機会を提供する」というところがございます。これは、特に、今の若い人たちにとって非常に大切なことで、私も非常に重要だと思います。こちらにも具体的にこれを行うには人も必要ですので、どういう施設でどのように行うのかは、大学だけの問題ではなく、市としても協力体制をつくっていただきたいと思っております。

もう一つ、第5の1の国際化も非常に重要なことでございます。

この大学が新しいDNAというものを考え出し、教育の中でそれを展開していくということなので、これが日本や世界のいろいろな教育の分野に横展開していったらいいなと思っております。こちらにも、これに対してどういう人材が必要なのかといったところも、大学だけの問題ではなく、やはり市として協力体制もつくりながら目標をちゃんと実現できるようにしていただけたらと思っております。

○細川委員長 ほかに、どんなご意見も結構ですので、ございませんか。

○生田目委員 まず、全体的にどれもとても重要なことで、ぜひ、このような形で推進していただきたいと思っております。

質問としては、1ページ目に、「広報マネジメントの強化により、国内外におけるプレゼンスを高めていく」というところがあるのですけれども、例えば、教育に関わっておら



れる大学の皆さんというのは、もう時間がないぐらい十分に活動されていると思うのですが、この広報マネジメントを強化するというのは、どなたが担当するご予定でしょうか。

○事務局（佐々木企画担当係長） このマネジメント強化自体は、市立大学で新しい人を入れられるかどうかというのはこれからにはなりますけれども、計画としては、人を入れる、あるいは、これまでの業務を効率化することによって、これまで以上に力を入れていきたいという話を伺っているところでございます。

○生田目委員 札幌市立大学の広報刊行物や広報活動というのはすごく充実しているとおっしゃってございまして、実際に、私の前の大学の広報室ではヒアリングに行かせていただきました。

やはり、教員の負担とのバランスをぜひ考えていただいて、可能であれば広報の専門の方がついていただけると、本当の意味でのプレゼンスを高める活動になるかなと考えております。広報というのは教育研究の片手間ではできないことですので、質問方々、ぜひそうなるといいなと思います。

○細川委員長 ほかにございませんか。

○河口委員 いつも思うのですが、文書にすると、どうしても網羅的になって、これを全部やったら、とてもではないけれども、みんなの首を絞めるだろうなと思います。

ですから、本音を言えば、多分、コロナ禍で優先順位がついているのではないかなと思うので、それを教えていただきたいと思います。

それから、今、働き方改革があって、休み時間がトータルでどうか、有給休暇を取れているかなどとなっているのですが、たしか去年は有給休暇を5日間取っていない教職員がかなりいて、随分と罰金を取られたということで、1人30万円ですから大変だと思うのです。ですから、そのバランスというのが大変かなと思うので、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○事務局（佐々木企画担当係長） まず、一番初めの優先順位についてですが、特段、中期目標の中でこれを優先してくださいというのは定めてはおりません。確かに、あまりに網羅的で、これを全て実現するのは大学にとって負担になるというのもおっしゃるとおりだと思います。これから中期計画を定めていくことになりますので、計画の中でどういうことに重点的に取り組んでいくのかは、その辺も踏まえ、大学ともよく話し合いながら進めていきたいと思っております。

もう一点は、ワーク・ライフ・バランスに関するものだと思うのですが、もちろん、人を増やすと1人にかかる負担は減るので、それが一番理想的ではあるのですが、それもなかなか難しい状況の中で、今、大学では、まだシステム化が進んでいないアナログな部分もありますので、そこを見直してDX推進ということで業務効率化を図ってきたいという話は出てきております。そういったことも一緒に取り組んでいながら、業務負担のバランスをもう少しいい形にできるように協力していきたいと考えているところでございます。

○細川委員長 ほかにありませんか。

○高崎委員 私もワーク・ライフ・バランスについて、思っているところをお伝えさせていただきたいと思います。

ワーク・ライフ・バランスというのは、毎回、中期目標の中に掲げられていると思うのですが、教員にとってのワーク・ライフ・バランスを測る指標として有給休暇の取得率が上げられると思うのですが、有給休暇の取得率の向上だけがワーク・ライフ・バランスに繋がるものではないと思っています。多分、ワーク・ライフ・バランスと言いつつも、教員にとっては、仕事の面と研究の面は、仕事であり若干趣味であるというところも結構あると思うので、ワーク・ライフ・バランスをテーマに掲げられるとしたら、教員の中でも、いろいろ感想や議論をしていただいて、有給休暇だけではない指標があってもいいのかなと思っています。

例えば、デジタル化を進めていただいて、大学に行かなくても研究を進められるシステムをつくっていくのも一つかなと思っていますし、もう少し広い観点でワーク・ライフ・バランスを考える機会があってもいいのかなと考えています。

○事務局（佐々木企画担当係長） 参考にさせていただきます。

○細川委員長 多分、ワーク・ライフ・バランスは、日本の大学だけではなくて、企業も含めて全体的な問題だとは思っています。

私は、40年ぐらい前にカナダとイギリスに留学したのですが、留学生は一生懸命ですから遅くまで働くのですが、現地の先生方は、9時に来て5時に帰るという生活をきちんと取っておられて、それで研究もちゃんと回っているのを見てきましたので、できないはずはないです。

だから、仕組みを何か設けてあげないと、先輩がやっていた生活態度を次の世代の人たちはそのまま受け継いでやってしまいますので、各先生方の心構えを変えるという話ではなくて、仕組みとしてきちんとワーク・ライフ・バランスとなるような制度を何か考えたほうがいいのではないかなと思います。具体的に何かあるかと言われると困るのですが、普通の社会人と同じような生活をして、ちゃんと研究も教育もできるという大学が望ましいと思うのです。

それから、確かに、前回我々が議論したものを大体入れていただいて、これを全部やると大変かなと思ったのですが、例えば、この委員会が関係している4ページ目の自己点検・評価の実施・公表につきましても、なるべく先生方のお手を煩わせない形で、毎年、何らかのまとめをやっていけるような仕組みが必要かと思います。我々の仕事は、多分、後で出てくるように、4年目や6年目にチェックすることにしていいと思うのですが、一方で、4年目、6年目に合わせて仕事をすると結構大変ですから、やはり毎年少しずつデータを積み上げていくような仕組みを制度上つくっていただいたほうがいいのではないかと考えます。

これから次の中期計画の議論を進めていく中で、ある程度具体的な案が出てきてくれる

ことを期待したいと思います。

何かほかにございませんか。

○山本委員 今まで、毎年の取りまとめに、一体、何人がどのぐらいの時間をかけてされていらっしやったのでしょうか。

○事務局（佐々木企画担当係長） 大学で実際にどれぐらいの負担がかかっていたかは、私どもも承知していないところです。

○細川委員長 退職するまで、過去二、三十年間で北大で起きたことを考えると、例えば、各個人の研究業績や教育業績を毎年出す仕組みに移ってきました、広報もやはり教員がある程度負担するのです。評価と広報を負担しますので、以前に比べると、それなりの負担も増えているということは十分考えられます。

それから、もう一つ、北大は、1995年あたりから学生による授業評価を導入したのですが、何が起こったかという、評価の値が毎年よくなっていくのです。FDもやっていたので、先生方が教育の方法や工夫を重ねられるようになって、それで全体がうまくいったのです。

一方で、そのためには、先生方が今までよりも教育に手間をかけている時代になってきたということが考えられます。

ですから、この20年間で教員の負担がどうなったかという、教育に手間をかけるようになって、全体の評価のために自分のやっていることを毎年まとめて、いろいろな形の広報活動があるのですけれども、場合によっては、広報活動で各高校に行ったりというのをやってきたということで、20年前に比べるとかなり負担は増えているはずですよ。

ただ、20年前のその状態がよかったのかという、それはやはり違って、20年前にはそういう努力を何もしていなかったのです。ですから、全部の負担を外すわけにはいかないのです。やはりデジタル化等で、先生方の負担を減らすことを考えたほうがいいかと思います。

ほかに、何かご意見がありますか。

○山本委員 委員長に質問ですけれども、うまくデジタル化で報告を、例えば共有のところにどんどん入れていくことというのは可能でしょうか。先生方の人数が多いので、一律にデジタル化された共有スペースにデータをどんどん入れていく形はできるものなのでしょうか。

○細川委員長 個々の先生方が関わっているところをデジタル化するのは、うまくやれば、ある程度自動的にいくのです。

北大の場合も、個々の先生方にお願いをして、ホームページに、自分の研究と教育に関するデータを上げるようにしています。普通の先生はそこに上げてくれるので、大学側としては、そこを見にいったらまとめればよいという仕組みにはなっています。

ただ、導入時が問題で、最初は先生方にある種の強制というか、お願いをしていかないとうまくいかなかったですね。最初は、事務から先生方にデータを入れてくださいとお願い

いをして、毎年入れるようになっていきます。

北大の場合は、制度的には、入れられたデータを基にして事務サイドで評価をします。実は、その評価が給料につながってしまっていて、大学側でいじれるところはボーナスの一部ですけれども、研究や教育がどれぐらいされているかの評価によって、そのボーナスの一部の値が変わってくるという仕組みにしたなら割とうまく回るようになったのです。

そこにデータを入れないと、もちろん評価が下がるわけですね。そういうデジタル化の仕組みのところをうまく調整して導入すると、なるべく手間をかけないで、しかも全体の動きが分かるようなデータを集めることができます。

○河口委員 問題は移行期ですよ。どこでも同じだと思うのですが、一番最初に事務部門のデジタル化で結構混乱するし、教員はもっと混乱をして、若い先生方はまだましかもしれないですが、年配の先生方はなかなか対応できないので、分からないからやっという感じになって、若い先生方が入力をさせられるのです。その辺のところはいろいろと大変で、やはりマイナンバーカードと同じで、軌道に乗るまでの間のトラブルはなかなか大変です。それでも、これはしょうがないのですかね。

○細川委員長 我々の時代はそうだったのですが、今現在、大学におられる先生方は我々よりさらに世代が下ですから、多分、それほど問題はなく、うまく導入できるのではないかと思います。若い先生方は、全然問題ないと思います。今の50代ぐらいになると、もう大丈夫だと思います。

○生田目委員 今のお話を伺っていて、委員長がおっしゃっていたITを活用したさらなる省力化というのは、きっと札幌市立大学だとできるのではないかと思います。今、実際には、そういうシステムができてからシステムの使い方を勉強して入力するのですが、教員は何もかも自分で入力しなくてはいけない、業績もそうだし、出張のときはどこからどこまで何円というものも全部書かなければいけないのです。むしろ、出張するたびにすごく細かい小さい仕事が増えているのです。札幌市立大学はAIやITが得意ですから、例えば、業績論文が出たら写真に撮って、そこからテキストマイニングしてデータベースに飛ぶとか、乗り換え案内サイトなどと連携をして、全部データベースに入って計算されるとか、何かそういうところに一歩踏み込んだシステムをつくっていただければいいということを委員長がおっしゃっているのかなと思ったのです。

そんなように、さらに踏み込んでITを活用していただいて、日本の多くの大学の見本となっていればと思います。

○河口委員 今、論文なんかはウェブに載せて紙ベースでなくなっているのではないですか。あれだったらピッと読み込めますよね。

○生田目委員 学振のほうでは、これはあなたの論文ですかというのが検索されて、イエスとやると、データベースに入っていくようになりました。ですから、大きいところにちゃんと出せば、それが出てくるのです。

ただ、小さな学会発表まではやってくれないのですが、大学の業務の中では学会発表も

評価の対象になっているところも多いようです。

○細川委員長 ほかに、ご質問等はありませんか。

○生田目委員 そういう意味では、こちらに書かれているDNAでAIとITが下支えをする仕組みはAITセンターができてからの勝負がかかっているところだと思います。ここは、今、具体的に何かを記述する段階ではないと思うのですが、やはりそこに注力していただいて、その結果、看護やデザインの先生がさらによい教育や地域活性化活動、そして、国際的な成果発表につながるような形にもっていったらいいかなと思いました。

○細川委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○細川委員長 いろいろご意見をいただき、ありがとうございました。

本日いただいたご意見は、事務局でまとめていただいて、もう一度ご検討をいただきたいと思います。

次に、議題(3)に入ります。

地方独立行政法人法改正後の評価委員会の運営についてということで、事務局から連絡をお願いいたします。

○事務局(佐々木企画担当係長) それでは、ご説明いたします。

資料3をご覧ください。

今回の改正に係る法案については、現在、衆議院で審議中ですので、この資料自体は、令和5年3月3日に閣議決定された法改正案を基に作成したのになっております。

参考資料として、参考資料3から参考資料5の法改正の概要、新旧対照表、改正に伴う経過措置の資料をご用意しておりますが、これらも閣議決定資料から抜粋したのになりますので、適宜、ご参照ください。

まず、資料3の1番の地方独立行政法人法改正(案)の概要についてご説明いたします。

今回の法改正の趣旨としては、年度計画、年度評価を法定事項から廃止することで、大学の事務負担を軽減すること、これにより、地域における高等教育機会の提供や、地域社会での知的・文化的拠点としての業務など、公立大学が本来の役割に資する業務に取り組んでいただくということを目的としております。

具体的な中身についてですが、まず、四角囲みの左側、改正前の現行法では、年度計画の作成と設置団体への届出、毎年度の業務実績報告書の作成と評価委員会による評価が義務づけられております。

改正後の四角囲みの右側では、国立大学法人の取扱いと同様となりまして、年度計画、年度評価が廃止されることになります。

これにより、図のとおり、これまで毎年度行われていた評価が、4年度分の事業完了後に行う中間評価と、最終年度の事業完了後に行う期末評価の2回のみに変更になります。

加えて、年度計画の廃止に伴って、中期計画の記載事項に中期目標を達成するため、取るべき措置の実施状況に関する指標が追加されることになっておりますが、札幌市立大学

においては、現行の第三期中期計画においても、既に指標を設定しているところでありますので、こちらについては、特段、これまでの取扱いと変わらないこととなります。

なお、改正法の適用については、次期中期目標の期間からとなりますので、来年度には法人における年度計画の策定が廃止になりまして、そして、事業年度終了後に行っていた再来年度の年度評価から廃止されるということとなります。

続きまして、2番の法改正後の評価委員会の運営検討のポイントについてご説明いたします。

まず、1点目です。

毎年度の実績報告と評価が廃止になりますので、中期目標期間における途中経過の把握がこれまでよりも難しくなってくるかと思えます。そうした状況の中において、中間・期末のタイミングで複数年分の実績をまとめて評価いただくのは評価委員の皆様のご負担が大きくなってしまうものと考えております。

続いて、2点目では、1点目の課題を踏まえ、中間・期末評価を適正かつ円滑に行うためには、札幌市や評価委員会において、法人の毎年度の業務実績をある程度把握できる仕組みが必要との考えを記載しております。

一方、3点目としては、法改正の趣旨を踏まえた留意点について記載しております。

札幌市は、評価委員会から法人に対し、年度の報告を求めるなど、今回廃止となる実績報告書に類するような新たな負担を課すことは極力避ける必要があると考えております。

続いて、4点目では、法改正後の法人の取組について記載しております。

法人からは、年度計画の策定が法的義務ではなくなった後も、中期計画を達成するための具体的実行計画を毎年度作成し、取組結果を自己点検・評価する予定と伺っております。

加えて、当該結果については、法改正後も法的義務により毎年度作成することになる事業報告書の中に新たに記載する予定となっておりますので、これにより年度の業務実績をある程度把握することが可能なものと考えております。

最後に、5点目です。

4点目で触れた事業報告書を評価委員の皆様へ配付してご確認をいただくという、それだけでは、なかなか意思の疎通が図られない部分もあるかと思えますので、法改正後も年に1回程度、評価委員会と法人が意見、情報交換を行う場を設けていきたいと考えているところであります。対面で話す場を設けることで、大学の現状や社会情勢等を踏まえた中長期的な展望について共有できるかと思えますので、評価委員会と法人の双方共に、中間・期末評価に負担が集中することを避けられるものと考えているところです。

以上、5点のポイントを踏まえてまとめたものが、次のページの3番、法改正後の評価委員会の運営（案）になります。

左側が法人の取組、右側が札幌市もしくは評価委員会の取組になっており、中期目標の策定から中期目標期間終了後の期末評価までの一連の流れを記載しております。

上から見ていきますと、まず、中期目標期間開始前年度です。

議題(2)の中期目標の素案の説明と重複いたしますが、札幌市が中期目標を作成の上、法人に指示し、法人は目標を基に中期計画を作成の上、最終的に札幌市において認可するという流れになっております。

そして、中期目標、中期計画を定めるときには、評価委員会の意見を聴取しながら進めるという点も含めて、現行の取扱いと同様でございます。

続いて、中間・期末評価以外の中期目標期間、具体的には、1・2・3・5年目の事業年度についてです。

左側の年度計画策定、実績報告書の作成、右側の実績報告書の評価については、法的義務ではなくなり、実施しなくなりますので、赤色のバツを付しているところです。

そして、左側の赤色字の部分のとおり、法人において自主的に実行計画書を作成の上、自己点検を実施し、毎年度の法定の事業報告書を作成することになります。

この事業報告書については、下に米印があるのですが、そこに記載されているとおり、法人が大学の質の維持向上を実現するため、毎年度自主的に作成する実行計画の自己点検・評価結果や重点取組事項についての記載が新たに追加される予定になっております。

表の中段に戻りまして、事業報告書が提出されましたら、毎年度の取組状況を把握するため、評価委員会と法人の間で、意見・情報交換会を実施させていただく流れとしております。その次の中間評価と期末評価については、法人から提出される実績報告書を基に、書面の確認やヒアリングを行い、評価をいただくという、これまでと全く同じ流れになっております。

法改正後の評価委員会の運営に関する説明につきましては、以上でございます。

○細川委員長 私からお伺いしたいのは、真ん中の1・2・3・5年目の作業の中に事業報告書の策定がございますが、これがどの程度のものなのでしょうか。期待するところでは、全体は把握できるけれども、大学側の負担は軽いというのが望ましいのですが、この辺りの具体的なところはまだご検討中でしょうか。

○事務局(佐々木企画担当係長) そうですね。具体的な中身はまだ大学とも話を進めながらというところではあるのですけれども、委員長がおっしゃられたように、そのバランス、中身はある程度分かるようにしつつも、大学には負担がかからないようないい形を協議しながら見つけたいと思っているところです。

○細川委員長 分かりました。

今後の評価委員会の運営に関わりますので、皆さん、ご意見、ご質問等がありましたら、どうぞ。

国立大学は、大体この感じでやっています。北大が詳しいので例を申し上げますが、各学部によって、この1・2・3・5年目の対応はまちまちで、特に、毎年、外部評価委員会に何らかの形で報告する学部というのは少ないです。

ただ、何もやっていないのかというと、そうではなくて、年度ごとにいろいろな業績等をまとめる作業はちゃんとやっているのですが、外部委員会に相談するところは意外に少

ないということです。

私としては、この案のほうがいいのではないかと思います。特に、評価委員の先生が4年目、6年目に1回集まってご意見を伺うという学部もありますが、それだと先生方の負担も大きいし、それでよく分かるかというところ、ちょっと疑問がありますので、この毎年状況を伺うというのはいい案ではないかと思います。

何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

もう少し時間がたつと、内容がさらに具体的に分かってくるということかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○細川委員長 それでは、本日の議題はこれで終わりです。

全体を通しまして、何かございましたら、ご発言をお願いいたします。

○山本委員 先ほども皆さんで議論がありましたように、働き方改革と研究者の生活と質を保ちつつというのは非常に難しい課題かと思うのですが、たくさんの先生方の知恵を出し合って、本当に研究者が子育てしやすい環境を整えるということは重要なことだと思いますので、ぜひ、その辺の具体的な取組もしていただけたらと思います。

○細川委員長 30年前の留学時の経験ですけれども、カナダの仕組みは非常によくできていて、若い女性の研究者や事務職員が産休に入るときは、必ず大学側から予算がついてきて、別の方を雇えるという仕組みがあります。

日本よりも個人主義的な動きが先に始まっていて、要するに、親の援助を受けられないのです。今は日本もそうなっていますけれども、そういう状況の中だと、大学側あるいは企業側が配慮してあげないといけないということになります。これもお金がかかることです。制度上、そういう担保が必要になってきますけれども、これをどこかでご議論いただいて、導入するというような方向で考えていただければありがたいかと思います。

大体、お子さんを持っている若い女性が働けないような職場というのは、どこかおかしいですね。日本の社会はどうなってきたかというところ、20代の若い男性が働いているのを前提にして社会が組み上げられているプロセスがありまして、それだと、働いている方の家族、つまりは親のサポートというのは考えられないので、やっていけないですね。先ほど、ワーク・ライフ・バランスで、9時に来て5時に帰るという話をしましたが、特に、お子さんのいる若い男性、女性をきちんと雇用するためには、そういう仕組みが必要なのではないかという具合に思います。

ほかに、何かご意見はございませんか。

○生田目委員 仕組みのことについては、とある大学の悲惨な例のお話をしますので、札幌市立大学がそうでないようにチェックをしていただきたいと思います。

大体、今、採用される若い方は、少しずつ変わってきてはいるものの、やはり任期付というポジションが多いのですが、産休・育休を取れるのは任期が1年以上残っている人という条件がついている大学があって、そうすると、今、妊娠すると取れないとか、もう一



人しか産めないという事態に陥っている知り合いの女性の研究者がおります。そんな仕組みがあるのだと私は知らなかったものですから、それは、やはり女性研究者を増やせと言っている割には、仕組みがあまりにも乖離しているなど思ったので、ぜひ、そうならないかチェックをしていただきたいと思います。

それは内々の法律なのか、全体的な法律なのか、詳しくは分からないのですけれども、任期と産休・育休を取れる権利の話と、強いて言うならば、学校の中に保育園があるというようなサポートがあればいいなと思いました。

そういう意味では、女性のほうに偏っているのですけれども、私は、今、女子大にいますが、最初に驚いたのは、学校の規則の中で男性70%以上、女性70%以上というふうに偏らないようにと書いてあるのです。それは国立大にいたときはなくて、女性の雇用を何%目指せとか言って任期付の女性を採って、形だけをつくっているようなところがあったのですけれども、違うなど思っているいろいろ勉強になりました。

ぜひ、札幌市立大学の女性の先生方も、男性の先生方も、お子さんのいる方が働きやすいようにお願いいたします。

○細川委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○細川委員長 それでは、最後に、事務局より、今後のことにつきまして、連絡事項をお願いいたします。

○事務局(中本企画課長) 本日は、非常にスムーズなご議論をありがとうございました。

いただいたご意見について、幾つか私からコメントをさせていただきたいと思います。

まず、こちらの中期目標は、非常に壮大な目標を掲げたなど我々としても思いますけれども、札幌市がこういう政策を進めているから、これでやりなさいであるとか、評価委員の皆さんのお墨つきをもらったからこのとおりだよと一方的に大学側に押しつける考えはなくて、ここに至るまでの過程でも大学と意見交換を頻繁に重ねながら、また、学長の思いも踏まえながらつくり上げてきました。

引き続き、その考え方の下、精査を進めまして、今後、計画に具体的に落とし込んでいくときに、どういうやり方をしていけばいいのか、大学側ともしっかり詰めてまいりたいと思います。

それと、学校の負担に関する話に関しては、我々は特定の授業にどれぐらいの時間を要するというデータはいただいているのですけれども、日々、どういう状況かという情報は、適宜、お聞きして把握をしています。決して、楽観視できる状況ではないので、そこに手を打っていかなければならないという問題意識は持っております。

一方で、枠があっても人が来ないような状況も既に札幌市内でも起こり始めておまして、今日のご議論の中でもデジタル化というヒントがございましたけれども、やれる方法を考えていくことを本気でやっていかなければならない次の6年間になっていくかなと思います。

特に、一時期、デジタルトランスフォーメーションという言葉が取り沙汰されましたけれども、トランスフォーメーションの部分です。デジタル化自体は万能ではないのでやり方を変えるとどうか、極端に言いますと、やらなくてもよかったことは、やめてもいいのではないかというようなことを思い切ってどんどん改革していかないとたないかなと思いますので、これをしっかりやっていきたいと思います。

人材育成の面でいきますと、リベラルアーツを評価するご意見もいただきました。求められる人材というのが日々変わっていくといいますか、北海道・札幌圏でいきますと、ラピダス社みたいな企業の動きが最近すごく注目を集めていて、ラピダス社だけではなくて、関連産業の集積みたいなものが期待されるような状況になっています。そうすると、札幌全体として必要とされる層が変わってくる可能性もありまして、全体構成の中で市立大がどの部分を担うのが適当なのか、そんな大きな視点での議論も今後は必要だろうなと思っています。

また、一方で、時代が変わっても不変の知識というのは、やはりしっかりと育成していかなければならないと思いますし、このリベラルアーツの考え方には学長の思いも込められておりますので、我々としてもできる限りの支援をしていきたいと思います。

また、働きやすさの部分は、本当に大事だと思います。札幌市立の大学ですから札幌市に準じた制度を持っているものと認識しておりますけれども、いま一度、我々としても、しっかりとそこを確認いたしまして、現場の実態がどうなっているかということも大学とのコミュニケーションを密にしていきたいと思います。

その他のいただきました貴重なご意見も踏まえまして、引き続き、中期目標案の精査を進めさせていただいて、大学との協議を活発化していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の評価委員会ですが、7月25日火曜日の9時から12時の日程で、札幌市立大学桑園キャンパスで予定しております。詳細は、後日、改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今後は、本日の会議録の確認や、次回評価委員会に向けたヒアリング希望の調整、2022年事業年度の評価書の提出など、事務局とのメールにて調整させていただければと思います。

お忙しい中、お手数をおかけし、大変恐縮でございますが、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

### 3. 閉 会

○細川委員長 それでは、本日の会議は、以上をもちまして、終了といたします。

どうもありがとうございました。

以 上